

重要文化財「横浜市開港記念会館」
保存活用計画

令和8年3月

横浜市

はじめに

横浜市開港記念会館は、明治 42 年（1909）の横浜開港 50 周年を記念して、「横浜町会所」の跡地に公会堂として建設が計画されました。市民の寄付により大正 6 年（1917）7 月 1 日（旧暦 6 月 2 日）の開港記念日に「開港記念横浜会館」として開館して以来、横浜を代表する歴史的建造物の一つとして、多くの市民の皆様から親しまれています。

関東大震災の火災による建物焼損などに対し、現在に至るまで複数回の復旧工事等がなされており、令和 3 年度から令和 5 年度にかけては約 20 年ぶりとなる大規模な保存修理工事を実施しました。

横浜市開港記念会館は、平成元年（1989）に国重要文化財に指定されており、重要文化財建造物を適切に維持管理していくため、文化庁は、各文化財所有者等において文化財保護法に基づく保存活用計画を策定することを推奨しています。当該保存活用計画は、所有者、管理者等の関係者間で共有することにより当該文化財を取り扱う上での指標となり、文化財の適切な保存・活用に資するものとなることを期待されています。

横浜市開港記念会館においても保存活用計画を策定し、本建築物の文化的な価値や魅力を次世代に継承していくために必要な指針となることを目指します。

計画策定にあたっては、横浜市開港記念会館の文化財的価値の明確化や保存・活用の現状と課題の把握を行い、それらに基づいて、所有者や指定管理者が、施設の維持管理や公開活用をおこなう上で有用なマニュアルとなるように整えるとともに、横浜市教育委員会、神奈川県教育委員会、文化庁との合意を形成した内容とします。

また、建築物の活用状況等に応じて計画を定期的に見直していく必要があり、見直しにあたっては、適宜、平成 30 年の文化財保護法改正により新設された保存活用計画の認定制度などを活用し、同法で規定された、修理届や現状変更等の手続きの弾力化などを図っていきます。

例 言

1. 重要文化財「横浜市開港記念会館」保存活用計画（以下、「本計画」という）は、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（平成 11 年（1999）3 月 24 日、庁保建第 164 号通知）、（別紙）重要文化財（建造物）保存活用計画標準計画の作成要領、文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年（2019）3 月 4 日作成、最終変更令和 5 年（2023）3 月 20 日、文化庁）を参照のうえ、令和 6 年（2024）7 月に策定に着手したものである。
2. 本計画の作成にあたっては、令和 5 年度までの大規模改修工事を踏まえ、横浜市市民局地域施設課が担当し、（株）文化財保存計画協会に作成支援業務を委託すると共に、横浜市開港記念会館保存活用計画検討懇談会を設置し、助言を得た。懇談会は、令和 6 年～7 年度にかけ、計 4 回実施した。懇談会の構成は以下の通りである。

	氏名（敬称略）	所 属
委 員	内田 青蔵	神奈川県文化財保護審議会委員 神奈川大学建築学部特任教授
	藤井 恵介	神奈川県文化財保護審議会委員 東京藝術大学客員教授・東京大学名誉教授
	大野 敏	横浜市文化財保護審議会委員 横浜国立大学大学院教授
	青木 祐介	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 横浜開港資料館・横浜都市発展記念館副館長
	渡辺 章	市民ボランティアガイド ジャックサポーターズ
オブザーバー	文化庁文化資源活用課整備活用部門（建造物）	
	神奈川県教育委員会教育局文化遺産課	
	横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課	
	横浜市中区役所地域振興課	
	開港記念会館指定管理者（ソーシャルアカデミックマネジメント）	
事務局	横浜市市民局地域施設課	
	（株）文化財保存計画協会	

3. 本計画の策定にあたっては、常用漢字・現代仮名遣いを原則とした。
4. 年号は和暦、括弧内に西暦「和暦年（西暦）」を基本として表記した。

5. 寸法はメートル法を基本とした。
6. 本計画では、部屋名称は現状呼称しているものを用いた。
(P.6の表1-1 室名一覧表及びP.4~5の図1-2~1-4 参照)
7. 本計画は、横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課及び文化庁文化資源活用課整備活用部門（建造物）と協議の上、提出し、文化庁に受理された。また、神奈川県教育委員会教育局文化遺産課に対しても情報共有を行った。

重要文化財「横浜市開港記念会館」保存活用計画

< 目 次 >

第1章 計画の概要	1
1. 計画の作成	1
2. 文化財の概要	1
3. 文化財保護の経緯	13
4. 保存・活用の現状と課題	16
5. 計画の概要	20
第2章 保存管理計画	25
1. 保存管理の現状	25
2. 保存の方針	29
(建造物の保存に係る部位の設定 写真資料)	36
3. 管理計画	158
4. 修理計画	162
第3章 環境保全計画	163
1. 環境保全の現状と課題	163
2. 環境保全の基本方針	163
3. 区域の区分と保全方針	165
4. 建造物の区分と保存の方針	165
5. 防災上の課題と対策	177
第4章 防災計画	179
1. 防災計画の概要	179
2. 防火・防犯対策	180
3. 耐震対策	185
4. 耐風対策	185
5. その他の災害対策	186
第5章 活用計画	187
1. 公開その他の活用の基本方針	187
2. 公開計画	189
3. 活用基本計画	193
4. 実施に向けての課題	197

第6章 保護に係る諸手続き	・ ・ ・ ・ ・ 203
1. 保護に係る諸手続き	・ ・ ・ ・ ・ 203
2. 滅失・き損・亡失・盗難届	・ ・ ・ ・ ・ 204
3. 修理届	・ ・ ・ ・ ・ 205
4. 現状を変更しようとする場合の手続き	・ ・ ・ ・ ・ 206
5. 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き	・ ・ ・ ・ ・ 208
6. その他の手続き	・ ・ ・ ・ ・ 209
7. 文化財建造物に係る諸手続きが不要となる行為	・ ・ ・ ・ ・ 210
附 参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 217
1. 横浜市開港記念会館利用要綱（令和6年4月1日制定）	・ ・ ・ ・ ・ 219
2. 横浜市開港記念会館利用案内（令和6年3月版）	・ ・ ・ ・ ・ 225
3. 活用基本計画におけるこれまでの検討の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 227
4. 文化財建造物の活用事例	・ ・ ・ ・ ・ 229
5. 利活用各室面積表（特定用途面積集計表）及び用途別色分図	・ ・ ・ ・ ・ 233
6. 中区ハザードマップ（洪水・内水・高潮）	・ ・ ・ ・ ・ 235
7. 防災関連図面	・ ・ ・ ・ ・ 239

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

(1) 計画作成年月日

令和8年3月31日

※ 本計画については必要に応じて見直しを行うこととし、概ね5年を目途に見直し(時点更新等を含む)を検討することとする。

(2) 作成者

横浜市

2. 文化財の概要

(1) 文化財の名称及び指定年月日

文化財の名称	横浜市開港記念会館 1棟
所在地	神奈川県横浜市中区本町1丁目6番地
指定年月日	平成元年(1989)9月2日
構造・形式	煉瓦・鉄骨煉瓦及び鉄筋コンクリート造、建築面積1,536.93㎡、 2階建、地下1階、塔屋付、スレート及び銅板葺
附指定	設計図(青写真)46枚 (大正6年当初詳細図38枚、大正15年復旧時詳細図8枚)
所有者の名称	横浜市
所有者の住所	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

(2) 文化財の概要

i) 立地環境

当地は横浜市中区の官庁街に所在し、本町通りとみなと大通りの交差点の西角に位置する。同交差点の東角には神奈川県庁舎(重文)が建ち、本町通り沿いに北西へ約750m先には横浜市役所庁舎、南東方へ約400m先には中区役所庁舎が所在する。

ii) 建築地の来歴

開港期には、福井藩の横浜商館(石川屋岡倉覚右衛門)が所在し、官庁街にむきあう日本人居住区の端部にあたる角地を占め、岡倉天心生誕の地でもある。

明治期になると、官庁街の整備に対応して、日本人街の橋頭堡的施設として町会所の建設が企画され、明治7年(1874)、アメリカ人建築家ブリシェンスの設計により当地に「横浜町会所」が竣工した。横浜町会所は、横浜貿易商人の拠点であるとともに、市制施行(明治22年(1889))以前においては「タウンホール」でもあり、特徴的な塔によって「時計

台」として市民に永く親しまれたが、明治 39 年（1906）12 月 4 日隣家の失火により焼失した。

iii) 利活用

創建以来の主要用途である公会堂として機能を維持する。講堂以外の諸室についても会議室等として事前予約制による貸室として運用する。また、貸館業務に支障ない範囲で、重要文化財建造物の内外を自由に見学できるものとし、ボランティアガイドによる見学ツアー等も積極的に実施する。

令和 5 年度で改修工事が完了し、令和 6 年 4 月から指定管理者制度を導入した上で本格的に公開活用を再開した。

現在の公開活用状況は、公会堂としての活用（講堂・会議室の貸館業務）、文化財建造物見学受入、写真撮影場所提供、ウェブページ上での情報発信を主として、指定管理者により実施している。

（3）文化財の価値

以下に『月刊文化財 1989 年 9 月号 No. 312』（文化庁文化財部監修）掲載の記事を転載する。文化財保護法では、以下に記載された内容が示す文化財的価値が保護の対象となる。

横浜は、安政五ヶ国条約により、安政 6 年(1859)に開港した。明治期に入って官庁街が整備されるのに対応して、横浜では町会所の建設が企画され、明治 7 年(1874)、本町通りに「横浜町会所」が建てられた。この建物は明治 39 年に焼失した。横浜市は、開港 50 周年を記念して、新たに公会堂建設を計画し、明治 42 年にその実施を決定し、大正 3 年(1914)9 月に着工、同 5 年 5 月に上棟式、同 6 年 7 月 1 日の開港記念日に「開港記念横浜会館」として開館した。

この会館建設にあたって注目されるのは、建築設計を懸賞募集によったことである。一等に当選したのは、東京都技師の福田重義案であり、この案をもとに、長崎県から会館新築主任技師として招聘された山田七五郎らが実施設計にあたった。また建築費が横浜商人や市民たちの寄付金で賄われたことも注目される。建築工事にあたったのは、基礎工事が齋藤平左衛門、上部工事は清水組である。

この会館は、大正 12 年(1923)の関東大震災にあい、構造躯体は震害を受けなかったが、火災によって屋根およびドーム、内部を焼失した。震災後、復旧工事は、大正 14 年から 3 か年をかけ、昭和 2 年(1927)に竣工した。この工事では、鉄筋コンクリートによる構造補強が施され、これにともなって室内意匠も一新した。また、屋根は鉄筋コンクリート陸屋根とし、原形に復旧されなかった。

しかし、最近、当時工事を担当した木村龍雄の親族から創建時および震災復旧工事の設計図計 46 枚が市に寄贈されたのを機会に、横浜市は開港 130 年記念事業として、屋根およびドームを復旧することとし、平成元年(1989)5 月に竣工をみた。

敷地は、本町通りと旭通りが交差する角地にあり、筋向かいに神奈川県庁がある。会館は、地下 1 階、地上 2 階建の建物で、地下部をコンクリート造、地上部を煉瓦造とし、正

面にあたる東南隅に鉄骨煉瓦造の高塔(時計台)をあげている。壁体内には地階のコンクリート、地上の煉瓦壁を通して、約1.8メートル間隔に径40ミリメートルの鋼鉄棒を入れ、水平方向各階ごとに幅100ミリメートルの帯鉄で連結する「錠聯鉄構法」によっている。

建物の外壁は腰石まで花崗岩積みとし、1、2階を赤い化粧煉瓦と白い花崗岩の混合積みとしている。東南隅の高塔のほか、西南隅に八角ドーム、東北隅に角ドームをあげ、さらに高塔を挟むかたちで設けられた南面、東面の玄関上にあたる位置にも角ドームを作っている。屋根は寄棟造で、天然スレート葺とするが、ドーム、南棟、東棟の越屋根は銅板葺とする。高塔、ドームの両脇には尖塔を作り、また屋根窓を設けるなど、外観は派手であるが、調和したスカイラインをみせている。

内部は、公会堂部、貴賓室部、貿易商組合および商業会議所事務室部に大別される。東南隅の高塔をはさんで、表玄関と東玄関を南と東の2か所に設け、両玄関を入ったところを広間とし、本町通りに沿った東面に公会堂(講堂)、西南隅の八角ドームに、南玄関、貴賓室(2階)を設け、両者を繋ぐ南面を大会議室(1階)、大食堂(2階)としていた。西面には商業会議所(1階)、貿易商組合(2階)の事務室を並べ、この北端から東に曲った部分に商業会議所図書室をおき中庭を囲んでいた。なお、地下は調理室、貯蔵庫、物置などがあつた。

震災復旧は、公会堂、大会議室、大食堂など大空間部分を中心に、壁体柱形、天井梁形、天井ヴォールト、リブアーチなどを用いて、構造補強を施した。これにしたがって内装の意匠が大幅に変えられた。しかし復旧の設計も創建時と同じ横浜市の営繕スタッフがあたつたので、全般的に調和がとれたものになっている。

この建物内部の見処は、玄関廻り、講堂、その前の1、2階広間、控室、大会議室、大食堂、八角ドーム各室とこれに続く階段ホールなどであり、広間・控室境の壁面、貴賓室階段の中庭に面する窓面にはステンドグラスを用いるなど華やかな意匠になっている。

横浜開港記念館は、横浜開港50年を記念して建てた建物として、赤煉瓦と花崗岩をとりまぜたいわゆる辰野式フリークラシックを採用し、要所に設けられた塔やドームなど多彩な建築要素がバランスし、内部の主要部は震災後の復旧により、建築当初とは変わっているものの、調和した意匠になっており、また錠聯鉄構法を用いて耐震にも配慮するなど、大正期の建築として価値が高い。

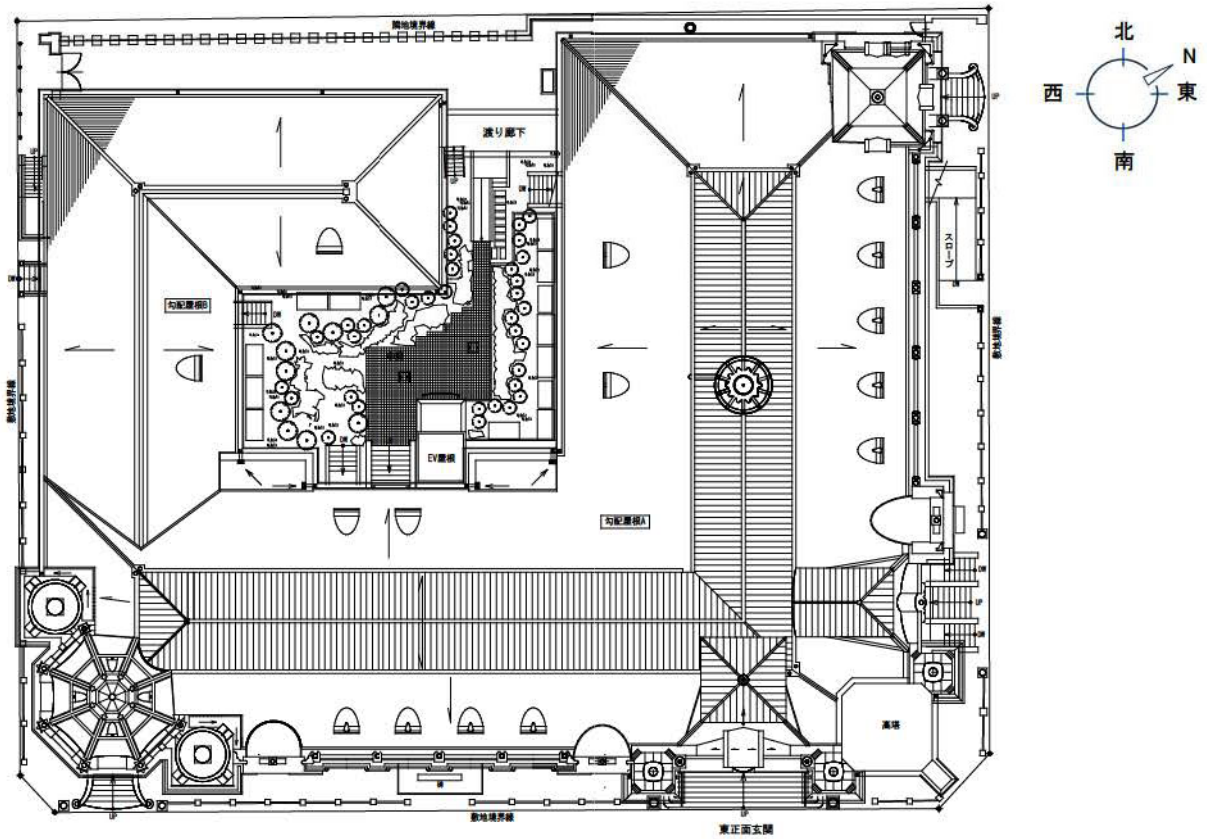


図 1-1 配置図・屋根伏図

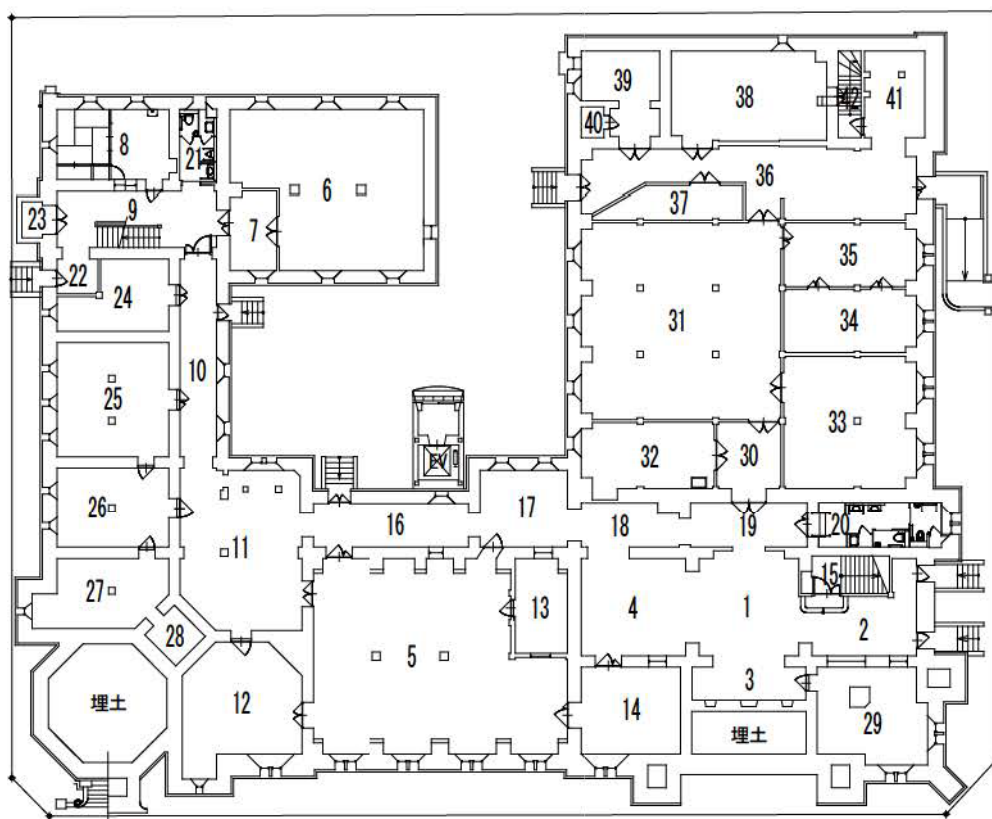


図 1-2 地階平面図

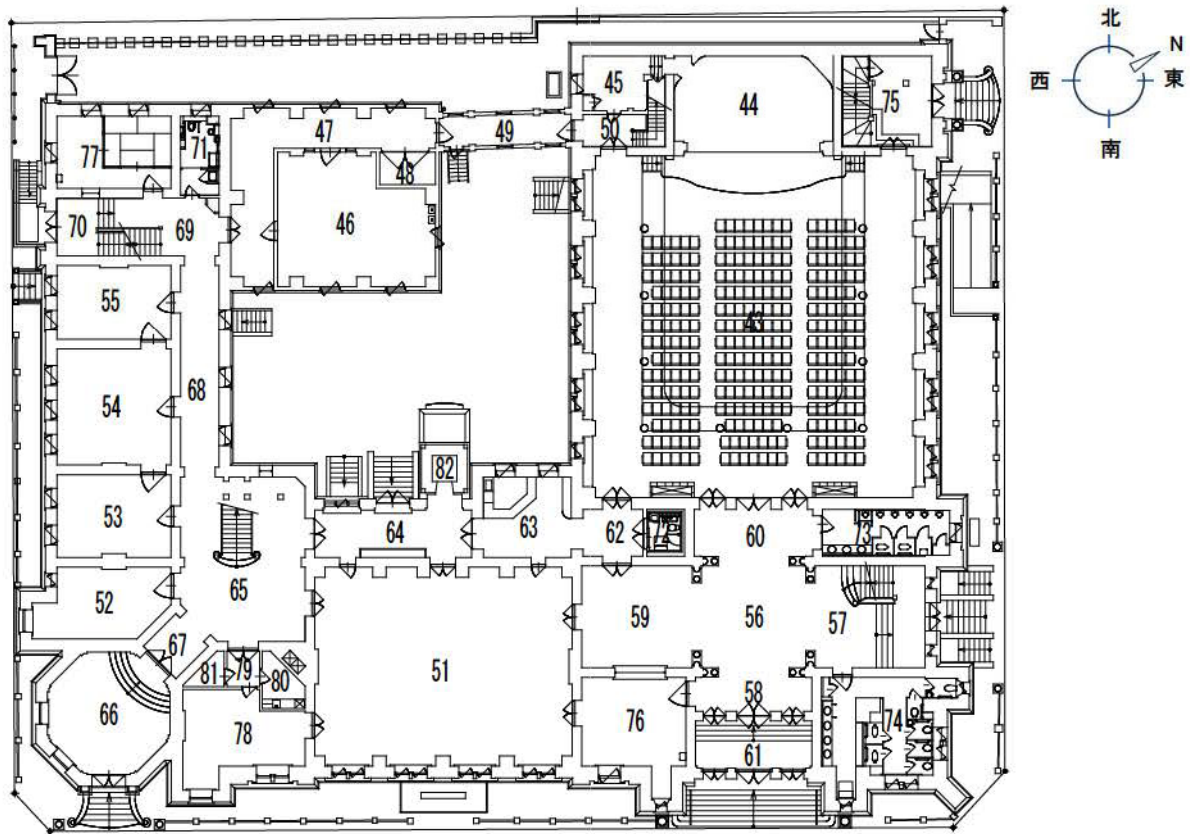


図 1-3 1階平面図

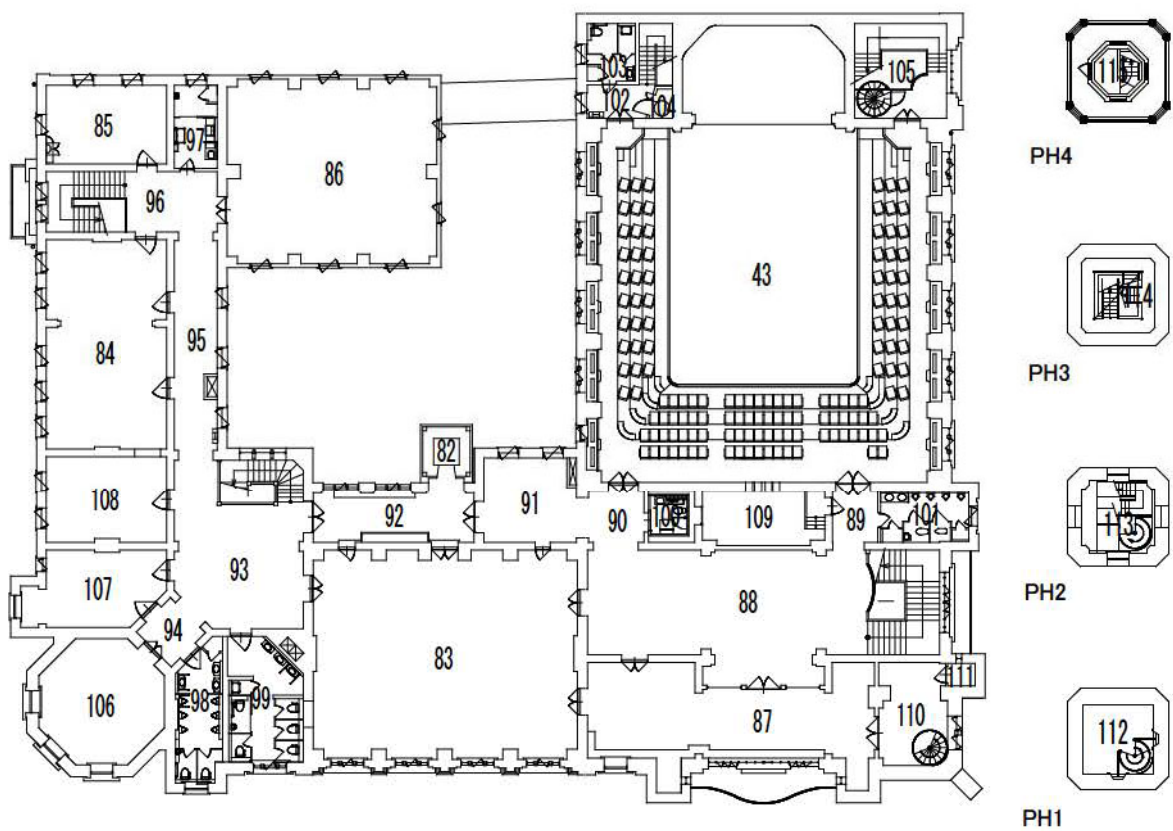


図 1-4 2階平面図・時計塔平面図

表 1-1 室名一覧表

No.	室名	No.	室名	No.	室名
1	地下広間（中）	40	倉庫	79	前室
2	地下広間（東）	41	C階段室前室	80	湯沸室
3	地下広間（南）	42	C階段室	81	物入（2）
4	地下広間（西）	43	講堂	82	EV
5	地下1号室	44	ステージ	83	6号室
6	地下2号室	45	ステージ前室	84	7号室
7	前室	46	講堂控室	85	8号室
8	みのり会室	47	通路（C）	86	9号室
9	D階段室	48	物入	87	資料コーナー（A）
10	通路（F）	49	渡り廊下	88	広間
11	ホール・書庫（5）	50	E階段室	89	前室（2）
12	書庫（6）	51	1号室	90	前室（1）
13	書庫（4）	52	2号室	91	喫煙室
14	書庫（2）	53	3号室	92	通路（A）
15	A階段室	54	4号室	93	B階段ホール
16	通路（A）	55	5号室	94	前室
17	通路（B）	56	玄関ロビー（中）	95	通路（B）
18	通路（C）	57	玄関ロビー（東）	96	D階段室
19	通路（D）	58	玄関ロビー（南）	97	授乳室
20	女子トイレ	59	玄関ロビー（西）	98	男子トイレ
21	トイレ	60	玄関ロビー（北）	99	女子トイレ
22	裏出入口	61	東正面玄関風除室	100	バリアフリースイートイレ
23	物入	62	講堂前室	101	男子トイレ
24	倉庫（A）	63	喫茶室	102	E階段室
25	倉庫（B）	64	通路（A）	103	トイレ
26	倉庫（C）	65	B階段室	104	ポンプ室
27	倉庫（D）	66	南玄関ホール	105	C階段室
28	倉庫（E）	67	前室	106	特別室
29	倉庫（F）	68	通路（B）	107	資料室
30	前室	69	D階段室	108	空調機械室
31	空調機械室（西）	70	裏玄関	109	映写室
32	工作室	71	バリアフリースイートイレ	110	資料コーナー（B）
33	空調機械室（東）	72	バリアフリースイートイレ	111	物入
34	電気室	73	男子トイレ	112	時計塔 PH1
35	コントロール室	74	女子トイレ	113	時計塔 PH2
36	通路（E）	75	C階段室	114	時計塔 PH3
37	ポンプ室	76	事務室	115	時計塔 PH4
38	消火栓ポンプ室・冷温水機発生室	77	管理人室		
39	発電機室	78	事務室（B）		

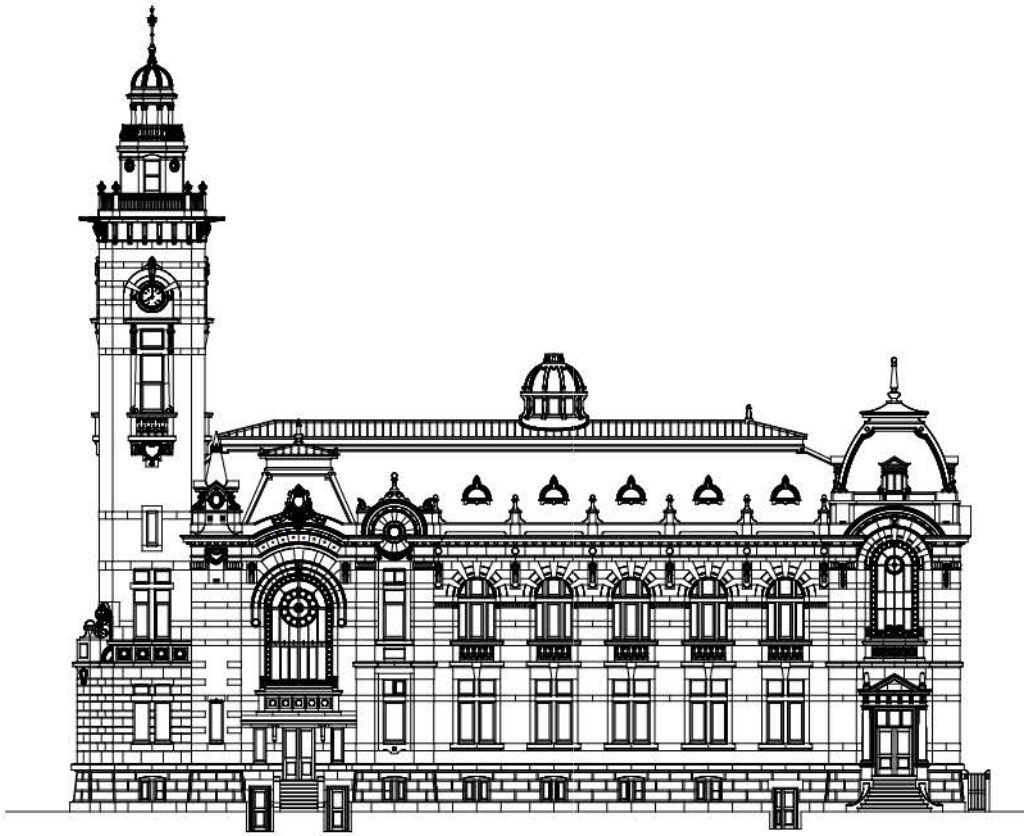


图 1-5 東立面图

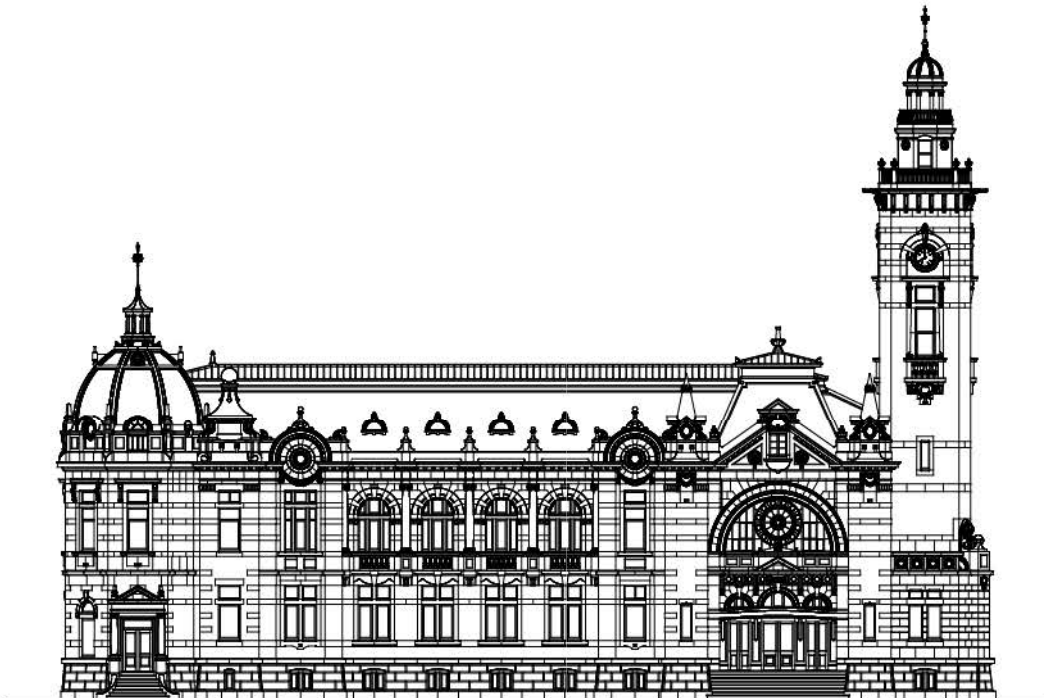


图 1-6 南立面图



图 1-7 西立面图



图 1-8 北立面图

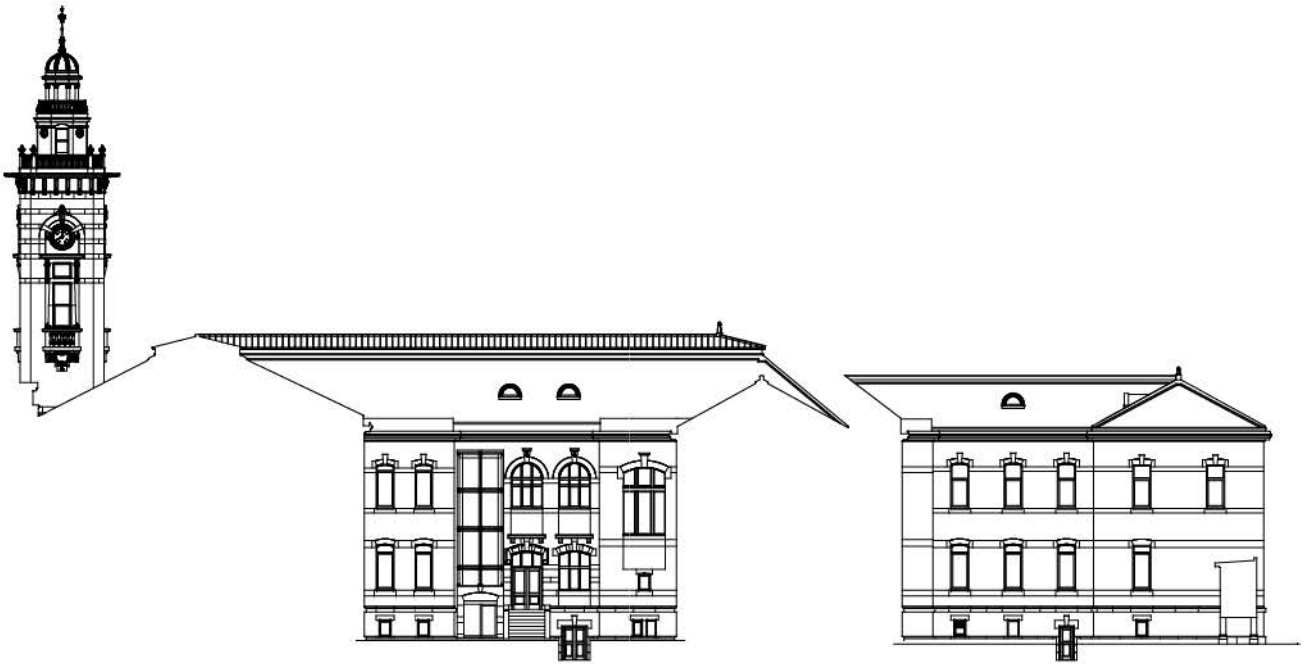


图 1-9 中庭南立面图 · 中庭西立面图

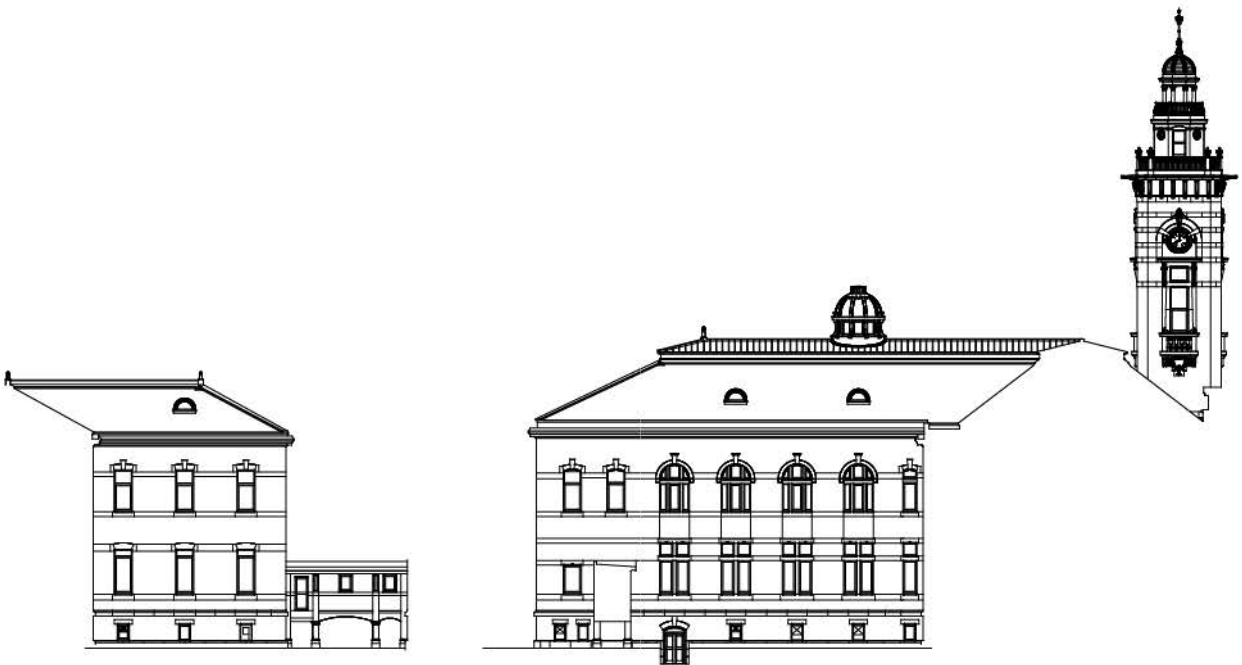


图 1-10 中庭北立面图 · 中庭東立面图



写真 1-1 東面外観



写真 1-2 南西面外観



写真 1-3 中庭外観



写真 1-4 地下広間

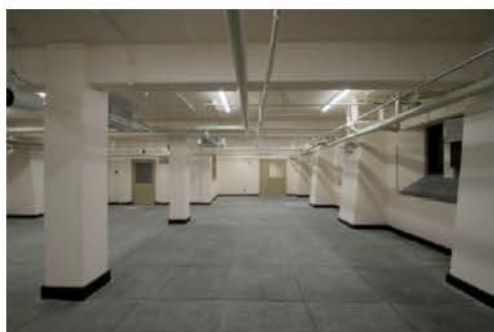


写真 1-5 地下1号室

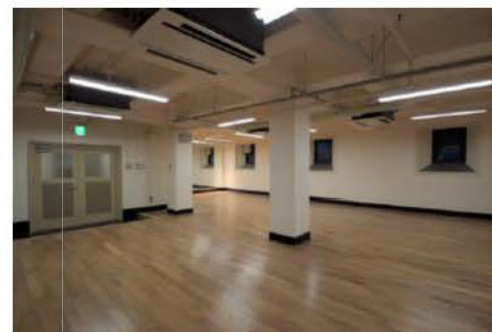


写真 1-6 地下2号室



写真 1-7 みのり会室



写真 1-8 玄関ロビー



写真 1-9 講堂 2階



写真 1-10 講堂 1階



写真 1-11 2階 広間



写真 1-12 2階 資料コーナー (A)



写真 1-13 1階 1号室

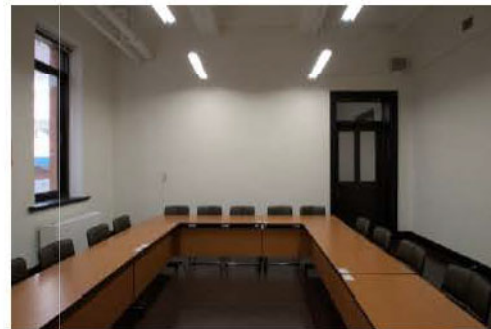


写真 1-14 1階 4号室



写真 1-15 2階 6号室

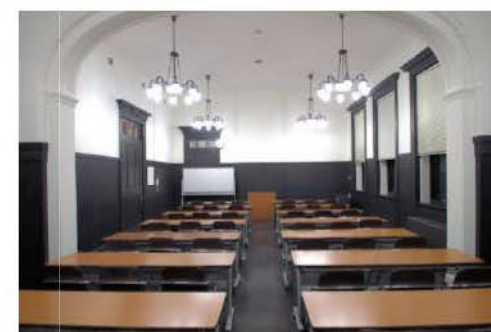


写真 1-16 2階 7号室



写真 1-17 2階 9号室

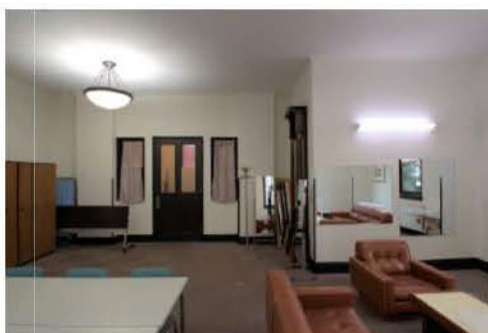


写真 1-18 1階 講堂控室

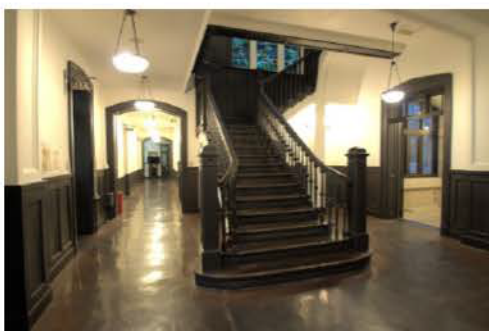


写真 1-19 1階 B階段室



写真 1-20 1階 喫茶室

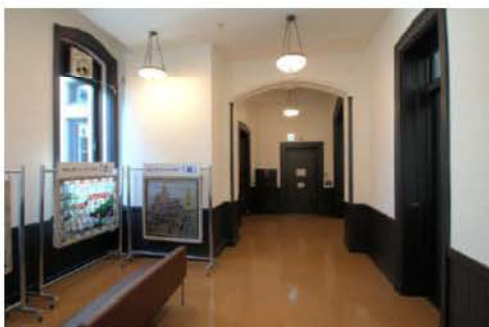


写真 1-21 2階 喫煙室



写真 1-22 1階 南玄関ホール



写真 1-23 1階 東正面玄関風除室

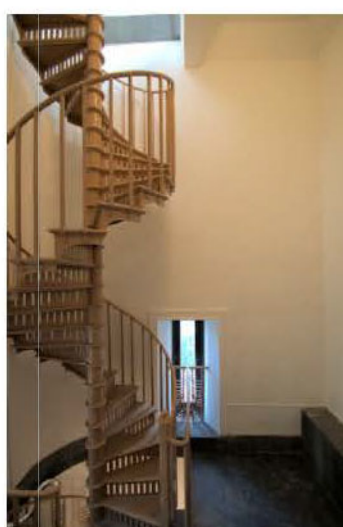


写真 1-24 時計塔 PH1

3. 文化財保護の経緯

(1) 修理等の履歴

創建時以降の主な改修工事等について、実施時期・内容を関連事項と共に以下にまとめる。

大正6年(1917) 創建(6月30日竣工、7月1日開館←開港記念日)

大正12年(1923)9月1日 関東大震災被災

火災により屋根、ドーム、外観建具、内部(2階床木部、内装等)を焼失

昭和2年(1927) 震災復旧工事(5月末竣工、6月2日再開館)

鉄筋コンクリートによる構造補強実施、2階床をRC造とし、外装建具を改変(スチール)、室内意匠を一新し、屋根は鉄筋コンクリート造陸屋根としてコンクリート造のパラペットを付し、ドーム及び屋根形状は復さず

昭和20年(1945)5月29日 横浜大空襲 → 無傷

9月10日 連合軍に接收

昭和33年(1958)6月30日 接收解除・返還

横浜市開港記念会館に名称変更

昭和33年(1958)～35年(1960) 再開館に向けた改修工事

昭和34年(1959)6月 公会堂部利用再開

昭和35年(1960)2月 全面開館

昭和50年(1975) 横浜市が総合調査実施

→ 昭和52年(1977) 外装材剥離状況、屋根防水層性能、開口部サッシ開閉性能等

→ 昭和53年(1978) 各室展開図作成

昭和53年(1978) 整備工事(公会堂機能の充実のため)

サッシ交換(スチール→アルミ)、屋根防水、ステンドグラス修理、間仕切り変更、講堂設備の改修、空調設備の導入(空調下がり壁の設置)

昭和61年(1986) 耐震診断実施 → 耐震診断報告書(S61.3)

昭和62年(1987)～63年(1988) 開港記念会館ドーム復元事業・調査実施

→ 復元調査委員会開催、各種調査実施

昭和63年(1988)6月 ドーム復元工事着手

開港130周年記念事業、寄贈された当初図面等に基づき屋根及びドーム等外観を創建当初の姿に復旧

平成元年(1989) ドーム復元工事竣工 → 6月16日オープン

平成元年(1989)9月2日 重要文化財指定

平成11年(1999)11月～平成12年(2000)12月 保存修理工事

屋根、外壁、1-2階漆喰塗、諸設備の補修・更新、バリアフリー対応工事(EV新設)

令和3年(2021)12月～令和6年(2024)2月 保存修理工事、活用整備工事

屋根、外壁、内装の部分修理、諸設備の更新、地階ほかの漆喰塗塗り替え、地下広間腰壁タイル復旧、トイレ等改修

(2) 活用の履歴

建物の来歴及び活用の履歴を以下にまとめる。

大正 6 年 (1917) 創建

大正 12 年 (1923) 9 月 1 日 関東大震災被災、内装・屋根焼失

昭和 2 年 (1927) 6 月 2 日 震災復旧後、再開館

昭和 20 年 (1945) 5 月 29 日 横浜大空襲

9 月 10 日 連合軍に接收

昭和 33 年 (1958) 6 月 30 日 接收解除・返還

昭和 34 年 (1959) 6 月 公会堂部利用再開

昭和 35 年 (1960) 2 月 全面開館

昭和 53 年 (1978) 整備工事により外部窓整備、空調設備の導入等

平成元年 (1988) 6 月 16 日 ドーム復元工事後、再オープン

平成元年 (1989) 9 月 2 日 重要文化財指定

平成 12 年 (2000) 12 月 保存修理工事、活用整備工事によりEV新設等

令和 6 年 (2024) 4 月 保存修理工事、活用整備工事後、指定管理者制度導入・再開館

創建以来、公会堂として利活用されており、関東大震災、戦後の連合軍等による接收を経て、昭和 34 年以降公会堂利用再開、昭和 50 年代の整備工事、平成元年までの外観復元工事、平成 11～12 年の保存修理及び活用整備工事、令和 3～5 年度の保存修理及び活用整備工事と度重なる大規模改修工事を経て、主要用途の公会堂として変わらず貸館業務を継続、講堂以外の諸室についても会議室等として事前予約制による貸室として運用してきた。また、貸館業務に支障ない範囲で、重要文化財建造物の内外を自由に見学できるように開放し、ボランティアガイドによる見学ツアー等も積極的に実施してきた。令和 3 年度からの改修工事以前は、横浜市（担当窓口は中区役所）の直営として運用を行ってきたが、令和 5 年度に改修工事が完了するまで休館し、令和 6 年 4 月から指定管理者制度を導入して本格的に公開活用を再開した。

現在の公開活用状況は以下の通り。

- i) 公会堂としての活用
- ii) 文化財建造物見学受入
- iii) 写真撮影場所提供
- iv) ウェブページ上での情報発信

指定管理者が、横浜市公会堂条例、同施行規則、その他の関係法令に基づき、市民の利用に供する開港記念会館の利用ルールについて必要な事項をまとめ、横浜市開港記念会館利用要綱（令和 6 年 4 月 1 日制定）に定めた。また、利用案内を作成し、公式ホームページ上で公開している。

※ 利用要綱、利用案内は、附 参考資料 1 及び 2 参照

○参考写真



写真 1-25 創建時（大正 6 年）外観写真



写真 1-26 震災復旧後（昭和 2 年）外観写真

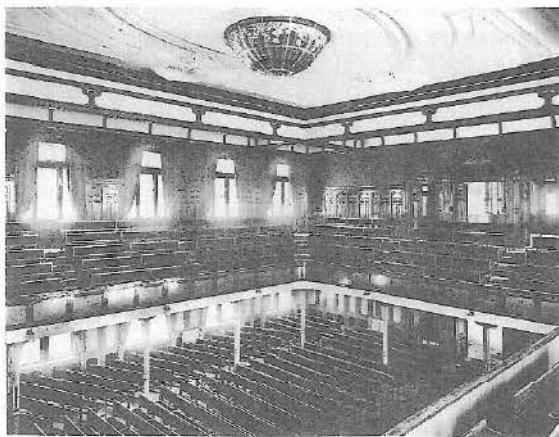


写真 1-27 創建時（大正 6 年）講堂内部写真

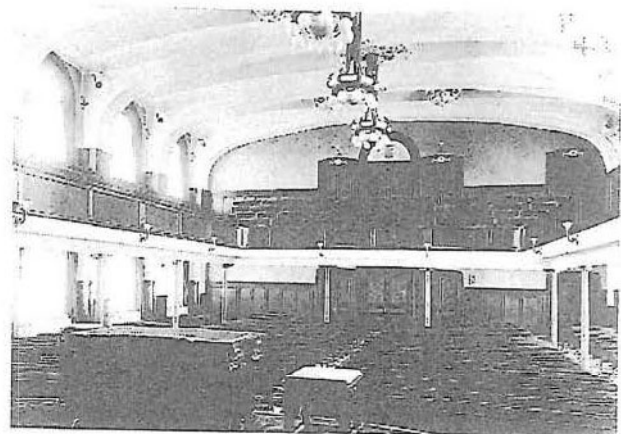


写真 1-28 震災復旧後（昭和 2 年）講堂内部写真

※ 出典：写真 1-25、1-27 は、「図譜」他から 写真 1-26、1-28 は、「大倉土木編写真帳」から
(1990 年 3 月、横浜市建築局建築部発行「横浜市開港記念会館ドーム復元工事報告書」所収の写真画像を転載)

4. 保存・活用の現状と課題

ここで、保存の現状と課題と活用の現状と課題について以下にまとめた。

(1) 保存の現状と課題

i) 建物来歴及び保存の現状

横浜市開港記念会館は、大正6年(1917)に開港記念横浜会館として竣工した。大正12年(1923)の関東大震災で被災し、高塔部を含め煉瓦造躯体の倒壊は免れたが、火災により屋根及びドーム群、木造床等内装部をほぼ全て焼失した。大正15年(1926)6月震災復旧工事に着工し、屋根部を鉄筋コンクリート造陸屋根に改修し、鉄筋コンクリート造の柱・梁・スラブ追加による構造補強と内部の全面改装を行い、翌昭和2年(1927)5月末に竣工した。

大戦後の昭和20年(1945)9月連合軍に接收され、昭和33年(1958)6月に返還されるまで連合軍及び米軍が建物を使用し、内装及び内部の間取りにも変更を加える改修がなされた。接收解除後、直ちに改修工事を行い、公会堂として復旧し、昭和35年に全面開館した。

昭和53年(1978)10月から54年(1979)3月にかけて大規模改修工事を行い、窓枠サッシ交換、屋上防水層の張り替え、便所の増設、講堂内部の改修、ステンドグラスの補修、空調設備の導入等の整備工事を行った。昭和60年(1985)に大正6年竣工時の設計図が発見されたのを機に、図面及び写真に基づき外観を創建時の姿に戻すドーム復元が計画され、昭和63年6月から復元工事に着手、平成元年(1989)6月に完成した。これを受けて平成元年9月に重要文化財に指定された。

平成11年(1999)11月から12年(2000)12月まで、国庫補助事業として屋根・外壁等の外部補修、漆喰塗部分等の内部補修、諸設備の補修・更新を行うとともにエレベーター新設、多目的トイレ設置、1階女子便所改修等の整備工事を行った。

令和3年(2021)12月から令和6年(2024)2月まで、国庫補助事業として保存修理工事を実施し、屋根、壁、天井、内装他の部分修理を行った。並行して活用整備に係る改修工事を自費事業により行った。修理着手前の破損状況は、経年劣化が進んで、建物各部に不具合が生じており、屋根の銅板飾りの一部が外れて落下する事故も生じていた。内部は地階の壁・天井に施された漆喰塗りがほぼ全面で浮き・剥離が認められ、天井の一部では既に落下している部分もあり、全面的な塗り替えが必要な時期がきていた。外壁のタイル張り、擬石塗、本石部分に特に顕著な破損はみられなかったが、これら仕上材は経年とともに下地からの浮きが発生する傾向にあり、明らかに剥落の危険性の認められる箇所もあった。当建物が交通量の多い道路に面し、東、南、西面外壁直下に歩道があることから、安全性確保のための補修が必要であった。保存修理工事では、建物外周に外壁面全体の点検、補修が可能な外部足場を架設し、剥落の危険性を回避するため、浮きが顕著な部位は煉瓦躯体との定着を強化するとともに、雨漏り対策のために亀裂等明らかな不具合箇所の補修及び吸水防止処理を施した。室内の漆喰塗壁面及び天井においては、剥落の危険性を回避するため、地階部分は下塗部分から全面塗り直しを行った。この他、外部では、欠損し

た屋根スレートの差し替え補修、雨樋補修、軒廻りの銅板装飾の再固定、内部では、1、2階の漆喰塗部分の白色塗装による化粧直し、地階床面の人造石研ぎ出しやモルタル塗仕上げの部分補修、木製建具の建付け調整、ステンドグラス補修、建具の塗装補修等を行なった。活用整備工事では、施設の活用を促進するための機能強化として、主として地階部分の照明器具及び空調機器の整備、館内6箇所のトイレの給排水衛生設備の更新及び授乳室の新設、地階の一般利用に伴う消防設備の整備に係るスプリンクラー設備や防火扉の追加等の設備改修工事を行った。これにより建物が本来持つ性能を回復し、当面の活用に必要な最低限の機能強化が完了した。

ii) 保存の課題

当会館は重要文化財に指定されているため、現状を維持し文化財価値を保存することを原則とし、建物の増改築、内外装・諸設備の改修時は事前に文化庁と協議する必要がある。現状の仕様を極力踏襲し、実施仕様決定にあたっては細心の注意を払う必要がある。工事に先立って、建物各部の破損状況及び破損原因を調査し、修理工事に伴う解体時に部分解体調査を行なって現状仕様を確認の上、補修方針、補修方法、使用材料を検討し、工事仕様・工法を選定して、不具合の生じている各所を文化財的価値を維持しながら健全な状態に復する現状維持修理を行うものとする。

令和6年2月に補助事業による保存修理工事及び活用のための大規模改修工事を終えたばかりであるため、近々に大規模な改修工事を行う予定は無いが、建物内外ともに活用上の安全性確保のための点検を随時行い、必要に応じて維持修理等を行うものとする。

(2) 活用の現状と課題

創建以来の主要用途である公会堂として機能を維持しながら貸館業務を継続し、講堂以外の諸室についても会議室等として事前予約制による貸室として運用している。また、貸館業務に支障ない範囲で、重要文化財建造物の内外を自由に見学できるように開放し、重要文化財である当会館の魅力をより広く、深く伝えられるよう、積極的に取り組み、ボランティアガイドによる見学ツアー等も積極的に実施している。

令和3年度からの改修工事以前は、横浜市（担当窓口は中区役所）の直営として運用を行っていたが、令和5年度に改修工事が完了するまで休館し、令和6年4月から指定管理者制度を導入して本格的に公開活用を再開した。現在の公開活用状況は以下の通り。

i) 公会堂としての活用

事前申込制、有料にて、講堂及び会議室（1号室～9号室）を場所貸利用している。

また、指定管理者が自主事業として、イベント等を企画・運営している。

横浜市開港記念会館利用要綱（令和6年4月1日制定）は、指定管理者が横浜市公会堂条例、同施行規則、その他の関係法令に基づき、市民の利用に供する開港記念会館の利用ルールについて必要な事項を定めたものとする。

利用可能な用途、開館時間、休館日、利用時間帯、利用許可申請、申請受付時間、申請期間、受付・抽選、予約、利用の条件、利用の不許可、利用許可の取消・停止、利用料金、利

用料金の支払日、利用料金の返還、利用料の減免、優先申込等について定めている。

ii) 文化財建造物見学受入

講堂及び各会議室以外の1,2階の通路、ロビー、資料コーナー等の共用部分について、無料で、自由見学可能として開放している。

また、ボランティアガイド「ジャックサポーターズ」による案内、及び月1回の一般公開日を設けている。一般公開日には特別に、講堂でグランドピアノを弾くことができ、1号室で開港当時のビデオを上映している。

地下階は、催事等の際に限定的に見学可能としている。中庭部分はEV動線上にあるため見学可能である。

iii) 写真撮影場所提供

事前申請制、有料にて、婚礼の前撮り撮影又は各種記念撮影と商用利用目的の撮影に、館内外の場所を提供している。対象となる撮影の内容、利用可能日、利用場所、利用時間、撮影料金等を定めた利用規則^{注1}を制定し、ホームページ上で公開しており、利用申請時に当会館が承認した撮影のみを受け入れている。

注1：婚礼等撮影に関する利用規則（令和6年12月制定）

商用撮影に関する利用規則（令和7年3月制定）

iv) ウェブページ上での情報発信

公式ホームページ上で、以下の情報発信を行っている。日本語／英語／韓国語／中国語の4か国語に対応している。

- ・お知らせ
- ・施設紹介（開港記念会館の歴史紹介を含む）
- ・館内バーチャルツアー（VR）
- ・リニューアルエリア（B1）ギャラリー（写真）
- ・ジャックサポーターズによる館内ガイドツアー（動画）
- ・前出 i) の貸館業務の利用案内・料金等
- ・お問い合わせ（メール問合せフォーム）
- ・アクセス

また、上記の通り、創建以来の主要用途である公会堂として機能を維持し、講堂及び会議室等の諸室について貸室として運用するにあたり、重要文化財建造物内外の自由見学、ボランティアガイドツアー、記念写真及び商業撮影の場所貸し等の活用との並行利用に際し、公開活用及び維持管理上、現状把握している課題について、以下に項目別を箇条書きで示す。

- ・講堂等の音響環境に関する課題
- ・講堂2階の手摺に関する課題
- ・既存建具等に関する課題

- ・雨水処理に関する課題（雨漏り、排水処理、正面玄関前道路冠水）
- ・建物内外の落下物等に関する課題
- ・館内の温湿度等に関する課題
- ・通信（Wi-Fi）環境に関する課題
- ・講堂等の付帯設備及び衛生器具等の設備に関する課題
- ・地階のバリアフリー・有効（公開）活用に関する課題
- ・利用者へルール及び文化財建造物の価値・魅力の伝達に関する課題
- ・撮影等利用による見学箇所や時間の制限に関する課題
- ・建物見学者への情報伝達に関する課題

ここに挙げた各課題項目については、以下の観点から検討が必要である。

- ・利便性・性能向上のための整備の要否
- ・日常管理内容の見直しの要否
- ・建物維持・保全に必要な修理計画（短期・中長期）
- ・活用方法の見直しの要否

なお、以上の公開活用及び維持管理上、現状把握している課題の項目とその内容、課題解決の見通し及び文化財への影響度合いに関して整理したものを、第5章 活用計画の「4. 実施に向けての課題」（P.197～）において詳述している。

5. 計画の概要

(1) 計画運用体制

保存活用計画の運用に関係する主な部局は以下の通り。文化財保護の観点から関係部局間の調整を図り、文化庁及び神奈川県教育委員会教育局文化遺産課との窓口は横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課とする。

i) 横浜市中区役所地域振興課

関係業務：施設の整備、維持管理、運営に関すること

住所：〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地

電話：045-224-8134

ii) 指定管理者（ソーシャルアカデミックマネジメント^{注1}）

※令和8年3月時点

関係業務：施設の維持管理、運営に関すること

住所：〒231-0005 横浜市中区本町1丁目6番地

電話：045-201-0708

注1) 株式会社神奈川新聞社、学校法人神奈川大学、相鉄企業株式会社の3団体による共同事業体

iii) 横浜市市民局地域施設課

関係業務：施設の整備に関すること

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2326

iv) 横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課

関係業務：文化財保護、修理等に関すること

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-3284

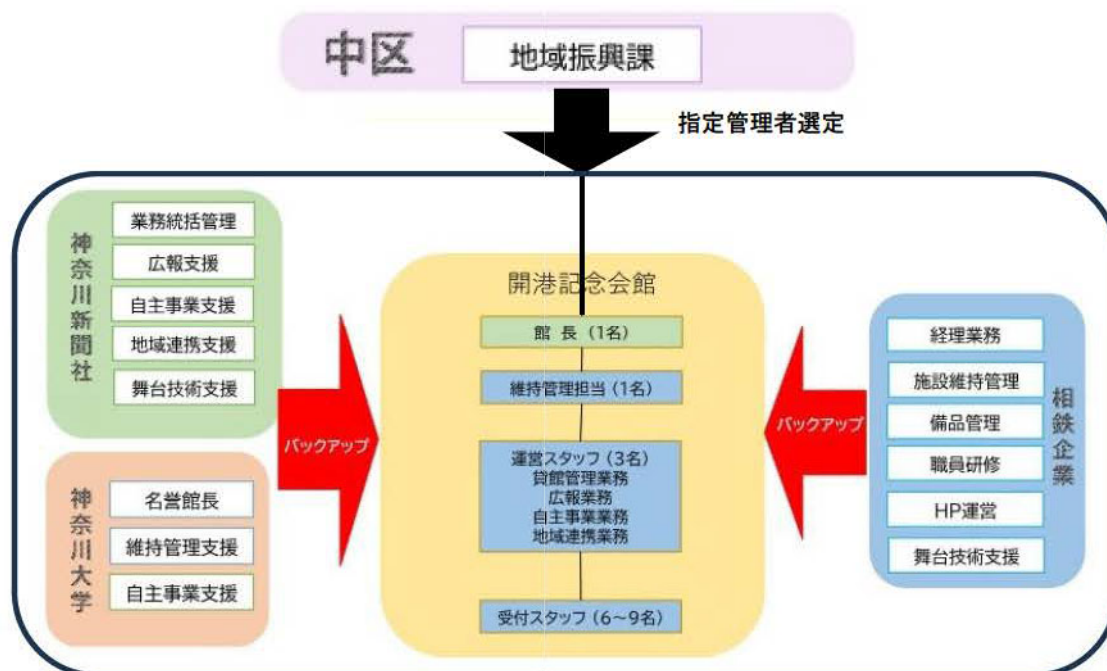


図1-11 現状運営体制図

(令和8年3月時点)

(2) 計画区域

本保存活用計画の計画区域は下図に示す赤枠内の範囲とする。

当地は横浜市中区の官庁街に所在し、本町通りとみなと大通りの交差点の西角に位置する。同交差点の東角には神奈川県庁舎（重文）が建ち、本町通り沿いに北西へ約750m先には横浜市役所庁舎、南東へ約400m先には中区役所庁舎が所在する。

横浜市開港記念会館の敷地全体を計画区域の範囲とし、敷地北辺は隣地境界、その他の東・南・西辺はそれぞれ道路に面する。

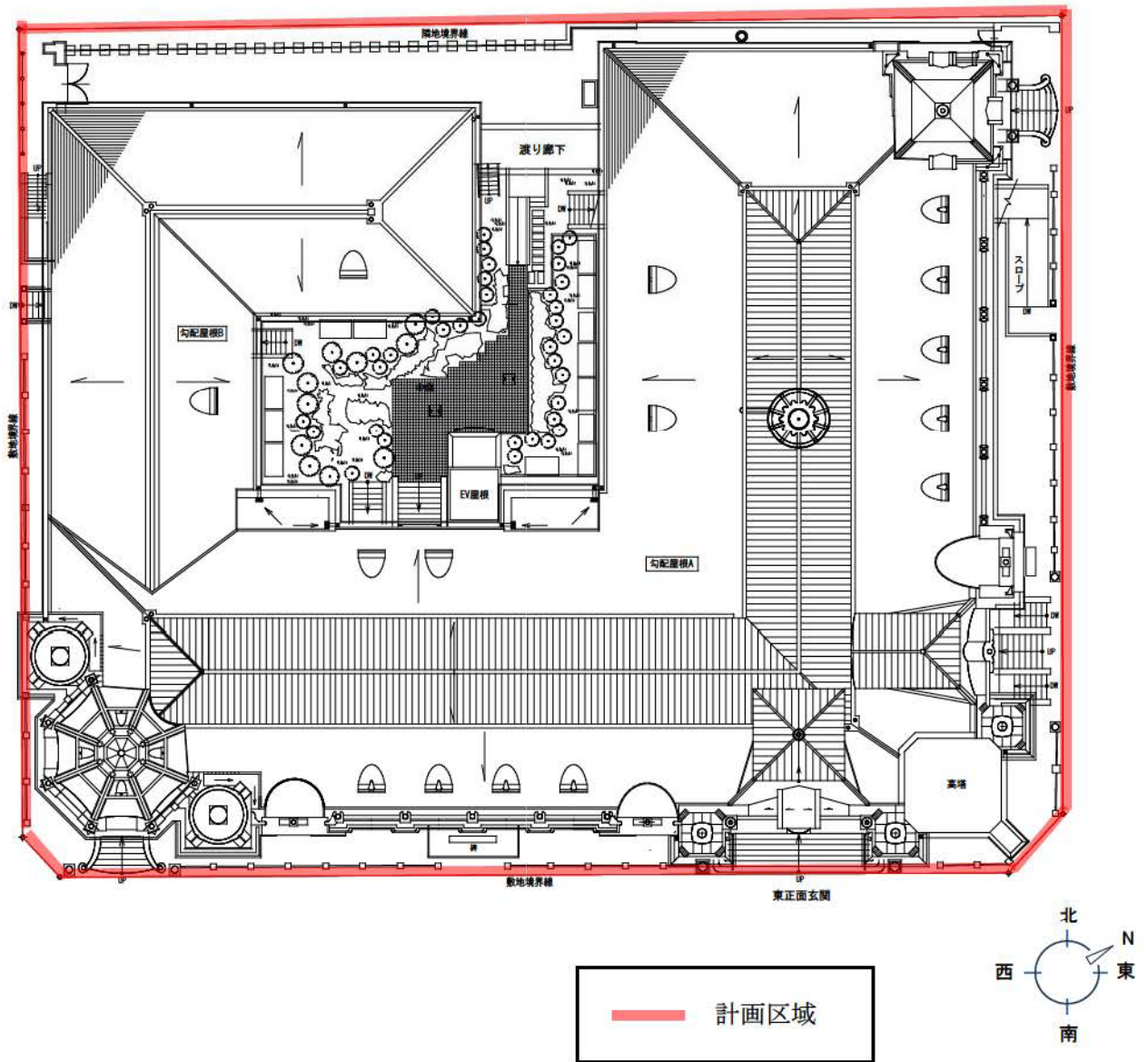
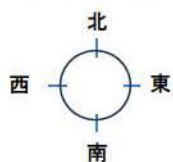


図1-12 計画区域範囲図

図 1-13 位置図



(3) 計画の目的

本計画の対象建造物である重要文化財（建造物）横浜市開港記念会館は、横浜開港 50 年を記念して建てられた公会堂建築で、赤煉瓦と花崗岩をとりまぜた辰野式フリークラシックを採用し、要所に塔やドームを設けた特徴的な外観と、内部の主要部は震災後の復旧により、建築当初とは変わっているものの、調和した意匠になっており、また錠鉄構法を用いて耐震にも配慮するなど、大正期の建築として価値が高く、重要であるとして文化財指定を受けたものである。優れた文化財建造物を周辺環境も含めて適切に保存した上で、良好な状態で保存、管理すると共に、開館当初から変わらず公会堂として使用され、市民に親しまれる貴重な施設として積極的に活用を継続していくものとする。

近年、重要文化財建造物としての価値を損なうことの無いように建物を維持する保存修理工事とともに、施設の活用に欠かせない電気設備、空調設備、便所等の便益設備や防災設備、その他諸設備を更新・整備する活用整備工事が完了し、指定管理者を定めて公開活用を再開した。施設の本格的な活用を積極的に推進していくため、施設の保存と活用の現状を把握するとともに、適切に維持管理していく上で必要となる当該文化財を取り扱う上での指標となり、適切な保存・活用に資する計画を定めて関係者間で共有する。現時点での当該建造物の状況を明確にし、保存と活用に関する今後の方針を定めるべく、本計画書の作成を令和 6 年（2023）7 月に着手した。

本計画では、横浜市開港記念会館の敷地全体を計画区域の範囲とし、中庭、外構を含めた周辺環境の適切な保護を推進するにあたって、当会館を中心に文化財の価値の見直しを行って整理し、その位置付けを改めて行い、本質的な価値が及ぶ範囲の保存管理と活用の基本方針を明確化し、それらの構成要素の取扱基準を定める。

これにより、周辺環境を含め、当会館の文化財としての価値を保護するための具体的な管理手順をまとめる。また文化財の価値を活かした活用ができるように将来の改修や整備の方針を示すと共に建物各部の保存基準を明確にし、改修・整備計画の際の参考となるようにする。

(4) 計画の基本方針と概要

i) 保存の方針

重要文化財（建造物）横浜市開港記念会館における保存の基本方針を以下の通り定める。

大正 6 年創建時の外観（平成元年復元工事による復旧部分を含む）及び昭和 2 年の震災復旧時の内観を厳密に保存する。令和 5 年度完了の改修工事（保存修理＋活用整備）等の過去の改修工事により改変された部分についても原則、現状維持とし、修理に伴う調査により判明した事実に基づく場合は一定の価値づけをしてそれを尊重するものとする。将来的に活用方法の見直し等がある場合は、以上の方針に則って変更を検討するものとする。

ii) 活用の方針

横浜市公会堂条例、同施行規則、その他の関係法令に基づき、指定管理者が市民の利用に供する開港記念会館の利用ルールについて必要な事項を定めた横浜市開港記念会館利用要綱（令和 6 年 4 月 1 日制定）に則って、創建以来の公会堂として機能を維持しながら貸館業務を継続し、講堂及び会議室等を事前予約制による貸室として運用しつつ、指定管理者が自主

事業として、イベント等を企画・運営する。また、貸館業務に支障ない範囲かつ文化財的価値の保護に配慮しつつ、重要文化財建造物の内外を自由に見学できるように解放し、重要文化財である当会館の魅力をより広く、深く伝えられるよう、積極的に取り組み、ボランティアガイドによる見学ツアー等も積極的に実施する。

iii) 計画の概要

本計画では、以下の内容について定める。

- ① 「第2章 保存管理計画」において、市民に親しまれる公会堂としての鑑賞環境の維持・向上や公開活用の充実のために手を加える際の、保存の基準を設定する。また、保存状況、破損状況を明らかにし、緊急的、将来的な修理計画を示すとともに、現在の管理状況から課題を抽出し、適切に維持していくために管理計画の見直しを行う。
- ② 「第3章 環境保全計画」において、周辺環境を把握し、計画区域内における区域の区分と保全方針の基準及び、建造物の区分と保存の方針の基準を設定し、環境保全に努めるための指針を示す。
- ③ 「第4章 防災計画」において、防災上の観点から現状を洗い出し、有事の際の人的安全の確保を図るとともに、建造物自体の被害対策についても考察する。
- ④ 「第5章 活用計画」において、公開活用の基本方針を定め、公開計画及び活用計画を策定して公開活用の充実を図るための可能性を追求する。
- ⑤ 「第6章 保護に係る諸手続き」において、当会館や計画区域内の植栽・工作物等も含め、それらを保護するために必要な諸手続きと、活用のための改修や整備を実施するに当たって必要となる諸手続きについて整理する。